

こ 成 保 189
令和5年12月8日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について
(通知)

令和5年12月8日、「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第76号。以下「改正府令」という。)が別添1のとおり公布され、同日施行された。

改正府令の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、改正府令にて新たに定められた様式第一号は、別添2の「就労証明書の標準的な様式について」(令和5年5月29日付け事務連絡)にてお示しした標準的な様式と同一の様式である旨申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「則」という。)第2条第2項に規定する認定の申請書及び則第11条第2項に規定する認定の変更申請書に添付する書類のうち、就労証明書については、国が定める様式を原則使用することとするとともに、当該様式を新たに定めた。

保育所等の利用に関する手続のほか、則第28条の3及び第28条の8に規定する施設等利用給付に関する手続についても、上記と同様の措置を講じた。

第二 施行期日

令和5年12月8日

【添付資料】

- ・ (別添 1) 官報「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」
(令和 5 年内閣府令第 76 号)
- ・ (別添 2) 「就労証明書の標準的な様式について」(令和 5 年 5 月 29 日付け事務
連絡)

○本件についての問合せ先
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
Tel : 03-6858-0058